

現行(12月31日まで)

区 分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得が600万円を超える	150,000円+(医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%) ※4回目以降は83,400円
B 一般所得者	基礎控除後の所得が600万円以下	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%) ※4回目以降は44,400円
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 ※4回目以降は24,600円

平成27年1月1日から

区 分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える	252,600円+(医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%) ※4回目以降は140,100円
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下	167,400円+(医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%) ※4回目以降は93,000円
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%) ※4回目以降は44,400円
エ	基礎控除後の所得が210万円以下	57,600円 ※4回目以降は44,400円
オ	住民税非課税	35,400円 ※4回目以降は24,600円

平成27年1月から変わります

高額療養費の自己負担限度額

高額療養費制度とは、1か月の医療費の自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になったとき、高額療養費として、その超えた分が国民健康保険から払い戻される制度です。平成27年1月から、70歳未満の人の自己負担限度額が左表のとおり変更になります。

「限度額認定証」などの申請を医療費が高額になると見込まれる場合は、限度額認定証などの交付を受け(要件あり)、医療機関に提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります。70歳未満の人で1月以降も認定証が必要な場合は、被保険者証と印鑑を持参の上、保険年金課または各支所の窓口で申請してください。

一部負担金の減免制度

災害や失業など特別な事由に該当し、収入が生活保護基準以下などの諸条件を満たす場合は、一部負担金の減免、徴収猶予の申請ができます。

問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班

☎62・5331



みんなで考える 未来の公共施設

第5回

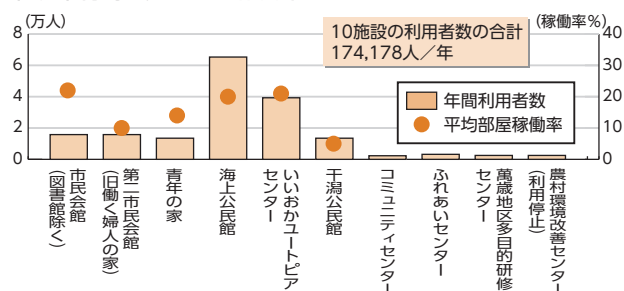
公民館類似施設運営に掛かる費用と利用状況

今号から、施設の用途別にその現状を紹介していきます。今回は公民館や集会施設を取り上げます。

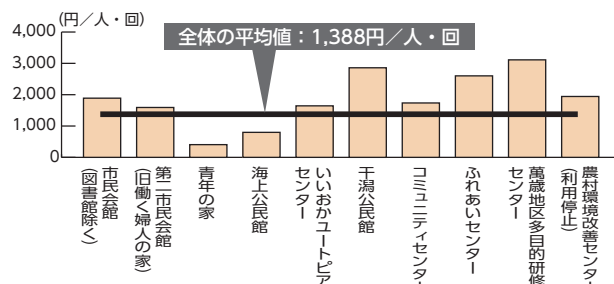
公民館や集会施設は、地域活動や学習・交流の場として、市民に最も身近な施設です。市内には10か所設置(1か所は利用停止)されています。施設の平均部屋稼働率は、最も高くても市民会館の22%程度にとどまっています(表1)。施設の維持管理や運営に掛かる費用を基に、施設利用1回当たりの市の負担額を算出すると、施設を1回利用するたびに、税金が利用者1人当たり約1,400円投入される計算になります(表2)。また施設によって市税投入額が大きく異なっていることも確認できます。

今後、維持管理費などのさらなる効率化を進めるほか、利用者負担と税負担の割合、今までどおり保有し続けるのかなど、施設の在り方を検討していきます。

(表1)利用者数と部屋稼働率



(表2)利用1回当たり市税投入額



※表1・2とも、平成19～24年度の平均(平成23年度を除く)。

図行政改革推進課行政改革推進班(☎62-5345)